平成２２年（フ）第５００号
新潟市中央区南笹口１丁目１番13号　笹出マンション402号
債務者　沖　ひろ子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０２号
新潟市西区小針２丁目40番２号　コーポかもめ102号、前住所新潟市中央区関屋金衛町１丁目14番地１　い駒寿司
債務者　浦澤　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１１号
新潟市江南区嘉木94番地
債務者　鈴木　嘉藏
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１２号
新潟市東区寺山３丁目24番１―403号
債務者　星野　征爾
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１３号
新潟市東区岡山567番地３、前住所新潟市江南区西町３丁目３番63号　新潟南マンション204号
債務者　松澤　葉子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１７号
新潟市東区藤見町２丁目４番54号
債務者　山田　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３０号
新潟市東区山木戸１丁目11番70号
債務者　竹前真理子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３７号
新潟市秋葉区新栄町16番５―42号
債務者　斎藤由美子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４１号
愛知県岩倉市八剱町五林511番地２
債務者　鹿野千鶴子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３６５号
愛知県一宮市開明字平39番地１
債務者　末松　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３９２号
愛知県一宮市両郷町４―９―３　レオパレス両郷コート108号、住民票上の住所愛知県小牧市大字岩崎2180番地64
債務者　安藤　右史
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４０２号
愛知県江南市上奈良町久保56番地１
債務者　橋冨　るみ
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４１６号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷中32番地１
債務者　津田みゆき
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４４５号
京都府京田辺市田辺狐川161番地７
債務者　小川　雅美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１３号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地29
債務者　中村　勇治
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３０号
京都市西京区松尾大利町78番地２　セジュール笹川103
債務者　辻　富美子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
京都府綾部市延町庭刈19番地の３
債務者　上野　貴則（旧姓川北）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係